

監 査 指 摘 事 項 措 置 状 況 調

定期監査報告 第1号 (3-1)

監 査 指 摘 事 項	原因の把握 (誤りとなった原因について記載すること)	措置状況 (事務処理の改善を含め記載すること)
<p>◎ 根室市港湾整備事業会計 ● 水産経済部 港湾課</p> <p>1. 契約事務について 【指摘事項】 (1) 花咲港区水産上屋海水取水設備点検清掃委託において、契約書に貼付すべき収入印紙の税額に不足があるので、法令等確認のうえ適切な措置を講じられたい。</p>	<p>(1)担当者及び課内での法令等の認識・確認不足によるもの。</p>	<p>今後、契約者双方での確認行為と契約業務の詳細確認を徹底し、適正に事務処理致します。なお、不足分についてはすでに受注者と協議のうえ貼付しております。</p>

監 査 指 摘 事 項 措 置 状 況 調

定期監査報告 第1号 (3-2)

監 査 指 摘 事 項	原因の把握 (誤りとなった原因について記載すること)	措置状況 (事務処理の改善を含め記載すること)
<p>◎ 根室市病院事業会計 ● 企画管理課 ○ 企画管理担当</p> <p>1. 契約事務について 【指摘事項】</p> <p>(1) 市立根室病院育児室業務委託契約において、1者から見積書を徴する随意契約であるが、執行伺の段階で、契約書(案)に添付の別紙仕様書に受託者名が記載されている。</p> <p>(2) 自動ドア保守点検委託(手術室)、GE横河麻痺モニター保守点検委託及び超音波診断装置保守点検委託に係る契約書において、貼付すべき収入印紙の税額に不足があるので、法令等確認のうえ適正な措置を講じられたい。</p> <p>(3) 自動ドア保守点検業務委託(正面玄関等)の減額に係る覚書において、収入印紙が貼付されていないので、法令等確認のうえ適正な措置を講じられたい。</p> <p>(4) 医療ガス施設保守点検業務委託契約において、 ① 減額に係る覚書に、契約名称の誤りがあるので、確認を徹底されたい。 ② 減額に係る覚書に、収入印紙が貼付されていない。</p> <p>(5) SPD及び購買代行業務委託契約において、業務遂行責任者が年度途中で変更となっているが、契約書第10条に基づく変更の通知がないので、確認のうえ受託者に対し指導されたい。</p>	<p>(1)仕様書作成時に誤って記載したため。</p> <p>(2)契約書の内容確認を怠ったほか、関係法令を誤認していたため。</p> <p>(3)契約書の内容確認を怠ったほか、関係法令を誤認していたため。</p> <p>(4) ①契約内容の詳細確認を怠り事務処理を行ったため。 ②覚書の内容確認を怠ったほか、関係法令を誤認していたため。</p> <p>(5)契約内容の詳細確認を怠り、事務処理を失念したため。</p>	<p>十分な確認作業やチェック機能を強化し、以後、適切に事務処理いたします。</p> <p>受注者と協議のうえ不足分についてはすでに貼付しており、今後、関係法令等の確認を徹底するほか、十分な確認作業やチェック機能を強化し、適切に事務処理いたします。</p> <p>受注者と協議のうえ不足分についてはすでに貼付しており、今後、関係法令等の確認を徹底するほか、十分な確認作業やチェック機能を強化し、適切に事務処理いたします。</p> <p>十分な確認作業やチェック機能を強化し、以後、適切に事務処理いたします。</p> <p>受注者と協議のうえ不足分についてはすでに貼付しており、今後、関係法令等の確認を徹底するほか、十分な確認作業やチェック機能を強化し、適切に事務処理いたします。</p> <p>変更通知の提出及び契約内容の詳細確認の徹底については、既に受託者に対し指導したところであり、今後、契約事務における十分な確認やチェック機能を強化し、適正な事務処理を行います。</p>

監 査 指 摘 事 項 措 置 状 況 調

定期監査報告 第1号 (3-3)

監 査 指 摘 事 項	原因の把握 (誤りとなった原因について記載すること)	措置状況 (事務処理の改善を含め記載すること)
<p>● 医師・医療人材課 ○ 医師・医療人材担当</p> <p>1. 服務について 【指摘事項】</p> <p>(1) パートタイム会計年度任用職員の報酬において、</p> <p>① 特殊勤務手当は、勤務日数とその月の勤務を要する日の2分の1に満たない場合は、2分の1に相当する額を支給することとなっているが、満額支給されているものがあるので、病院事業職員特殊勤務手当に関する規程第4条第4項に基づき、確認のうえ適正な措置を講じられたい。</p> <p>② 特殊勤務手当は、職種によって金額が定められているが、支給誤りがあるものがあるので、病院事業職員特殊勤務手当に関する規程別表を確認のうえ適正な措置を講じられたい。</p> <p>③ 4月分時間外勤務手当の特殊勤務手当支給に伴う差額調整がされていないので、確認のうえ適正な措置を講じられたい。</p> <p>④ 12月分時間外勤務手当の特殊勤務手当支給に伴う差額調整に計算誤りがあるものがあるので、確認のうえ適正な措置を講じられたい。</p> <p>⑤ 時間外勤務手当単価に誤りがあり、不足支給となっているものがあるので、確認のうえ適正な措置を講じられたい。</p> <p>● 栄養管理室 ○ 栄養管理係</p> <p>1. 契約事務について 【指摘事項】</p> <p>(1) 給食業務委託契約において、業務委託料金は、契約書別記3、3.(1)に基づき、月末締め切り後、翌月10日までに請求することとなっているが、請求の根拠となる完了届の提出が遅延している月があり、請求も遅延しているため、受託者に対し指導されたい。</p>	<p>(1)</p> <p>①当該職員に係る勤務日数確認の徹底がなされていなかったため。</p> <p>②当該職員に係る特殊勤務手当額確認の徹底がなされていなかったため。</p> <p>③当該職員に係る差額調整確認の徹底がなされていなかったため。</p> <p>④当該職員に係る差額調整確認の徹底がなされていなかったため。</p> <p>⑤当該職員に係る時間外勤務手当単価確認の徹底がなされていなかったため。</p> <p>(1)契約内容の詳細確認を怠ったほか、添付書類の内容確認の徹底がなされていなかったため。</p>	<p>過支給分については、既に本人より返還を受けており、今後は給与事務担当者における確認作業はもとより、課員全体でのチェック体制を強化し、適正な事務処理を行います。</p> <p>過支給分および不足支給分については、既に本人より返還、本人に対し支給しており、今後は給与事務担当者における確認作業はもとより、課員全体でのチェック体制を強化し、適正な事務処理を行います。</p> <p>不足支給については、既に本人に対し支給しており、今後は給与事務担当者における確認作業はもとより、課員全体でのチェック体制を強化し、適正な事務処理を行います。</p> <p>不足支給については、既に本人に対し支給しており、今後は給与事務担当者における確認作業はもとより、課員全体でのチェック体制を強化し、適正な事務処理を行います。</p> <p>不足支給については、既に本人に対し支給しており、今後は給与事務担当者における確認作業はもとより、課員全体でのチェック体制を強化し、適正な事務処理を行います。</p> <p>(1)契約内容の確認及び適正な履行について既に受託者に対し指導したところであり、今後、契約事務における十分な確認やチェック機能を強化し、適正な事務処理を行います。</p>